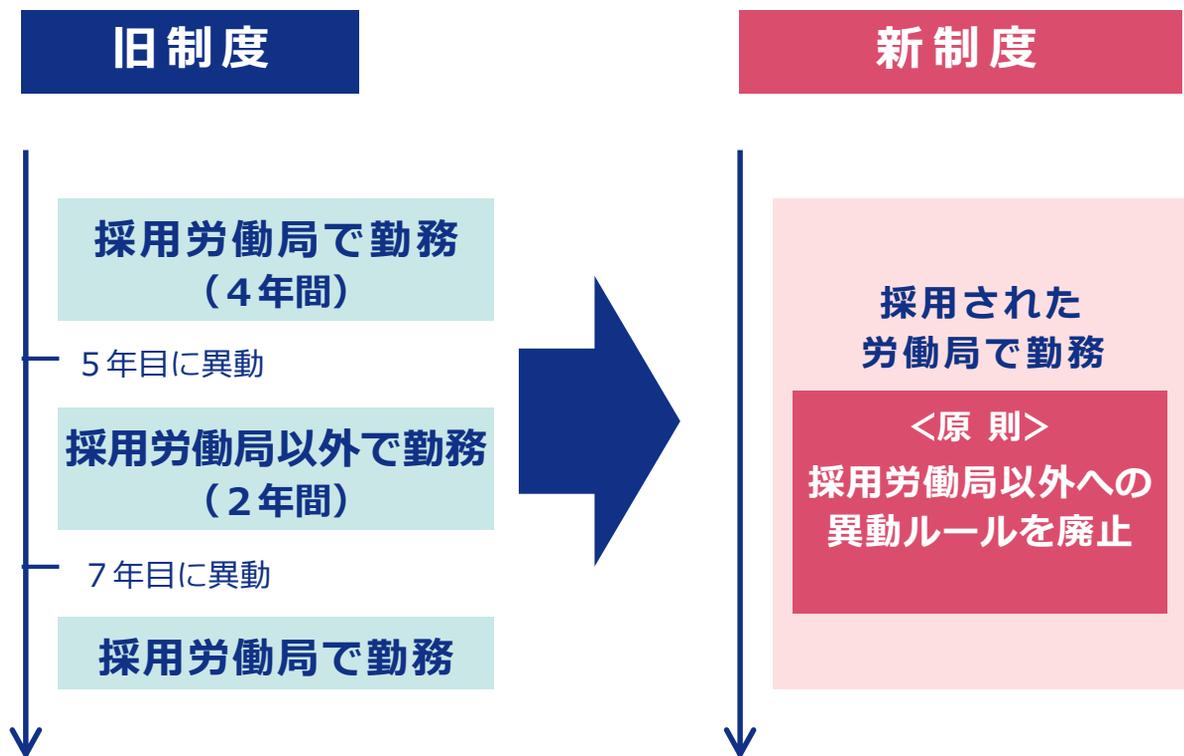


採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は採用された労働局に4年間勤務後、5年目で採用されたブロック内（九州ブロックであれば、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）で異動し、2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。
今般、この異動ルールが廃止されました。



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることがあります。